

# 兵庫県公報

平成30年3月13日 火曜日 第2984号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	7
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	11
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	11
○ 平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第124号の訂正	12
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	12

## 告 示

### 兵庫県告示第206号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- |   |         |                      |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 名 称     | 神戸海星病院               |
|   | 所在地     | 神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号   |
|   | 認定年月日   | 平成29年12月27日          |
|   | 認定の有効期限 | 平成32年12月26日          |
| 2 | 名 称     | 医療法人社団董会 名谷病院        |
|   | 所在地     | 神戸市垂水区名谷町字梨原2350番地の2 |
|   | 認定年月日   | 平成29年12月6日           |
|   | 認定の有効期限 | 平成32年12月5日           |
| 3 | 名 称     | 西原クリニック              |
|   | 所在地     | 尼崎市稲葉荘1丁目8番17号       |
|   | 認定年月日   | 平成30年2月1日            |

- 認定の有効期限 平成33年1月31日
- 4 名 称 社会医療法人三栄会 ツカザキ病院
- 所 在 地 姫路市網干区和久68番1
- 認 定 年 月 日 平成30年3月1日
- 認定の有効期限 平成33年2月28日
- 5 名 称 医療法人社団緑風会 龍野中央病院
- 所 在 地 たつの市龍野町島田667番地の1
- 認 定 年 月 日 平成29年10月7日
- 認定の有効期限 平成32年10月6日
- 6 名 称 岡本病院
- 所 在 地 篠山市東吹1015番地1
- 認 定 年 月 日 平成30年2月24日
- 認定の有効期限 平成33年2月23日



**兵庫県告示第207号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成30年3月1日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	御陵Ⅰ期地区	平成30年3月13日から 同 年4月2日まで	南あわじ市役所



**兵庫県告示第208号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
佐用郡佐用町仁位字西谷620の6から620の13まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西谷620の6から620の8まで・620の13（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第209号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成30年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
佐用郡佐用町久崎字鳥ノ向770の2、770の3、770の4の1、770の5から770の8まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇鳥ノ向770の4の1・770の8 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第210号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱日立パワーシステムズ株式会社高砂工場  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号  
執行役員高砂工場地域統括 中 村 克 也
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱日立パワーシステムズ株式会社高砂工場  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
  - (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1～No. 4)
能	力	60m <sup>3</sup> /分	12本/日・基
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後3箇月	同 左

使用開始予定年月日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1~4	同 左	同 左	同 左
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15	100	150
	浮遊物質量 (単位 mg/L)	10	20	100	200
	窒素含有量 (単位 mg/L)	4,000	4,500	40,000	45,000
	リン含有量 (単位 mg/L)	1未満	同 左	同 左	同 左
	六価クロム化合物 (単位 mg/L)	0.01未満	同 左	同 左	同 左
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	4,000	4,500	40,000	45,000
	クロム含有量 (単位 mg/L)	35	45	350	450
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0	0.25	0.2/基	同 左	

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年3月13日から同年4月3日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第211号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳修正）
- 2 作業期間  
平成29年12月5日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域  
加東市の一部



**兵庫県告示第212号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年11月20日から平成30年2月2日まで
- 3 作業地域  
尼崎市長洲中通一丁目地内



**兵庫県告示第213号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
平成29年12月5日から平成30年2月20日まで
- 3 作業地域  
西宮市鳴尾町一丁目241番地先



**兵庫県告示第214号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3.5.528号大坪線
- 3 事業施行期間  
平成17年2月1日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第215号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年3月13日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 赤崎久谷停車場線	美方郡新温泉町対田字丸山2300番2から 同 郡同 町久谷字アマブチ78番1まで	旧	4.0から 53.0まで	1,937.0	
		新	4.0から 54.0まで	1,937.0	
県道 竹田指杭線	美方郡新温泉町栃谷字大柴48番1から 同 郡同 町三谷字藤田363番1まで	旧	7.0から 51.0まで	710.0	
		新	9.0から 91.0まで	710.0	



**兵庫県告示第216号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月13日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 米谷昆陽尼崎線	宝塚市米谷1丁目232番3から 同 市米谷1丁目221番2まで	旧	3.0から 4.0まで	29.0	
		新	4.0から 5.0まで	29.0	



**兵庫県告示第217号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月13日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡香美町香住区余部字カイルツボ2206番4から 同 郡同 町香住区余部字トイシバ2200番4まで	旧	12.0から 28.0まで	105.0	
		新	12.0から 68.0まで	105.0	



**兵庫県告示第218号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び神戸県民センター神戸土木事務所に備え置いて、平成30年3月13日から2週間縦覧に供する。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称  
二級河川武庫川水系有馬川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成30年3月13日
- 3 廃川敷地等の位置  
神戸市北区道場町塩田字小前垣内3210番26
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
種類 土地  
数量 516.29平方メートル



**兵庫県告示第219号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
鎧 (2)	美 方 郡	香 美 町	香住区鎧	奥 中 浜 中 コ シ メ	293番2の一部、294番、294番1の一部、294番2の一部、295番の一部、296番1の一部、297番の一部、297番1、297番2の一部、298番2の一部、299番、299番1の一部、299番2の一部、299番3、297番1から297番2に至る地先のキシの一部、299番3地先のキシの一部、294番1から299番に至る地先の道路敷の一部 406番の一部 627番1の一部、627番2の一部、628番、629番1の一部、718番16の一部、724番の一部、725番、726番の一部、727番、728番、729番の一部、724番から725番に至る地先の道路敷の一部、726番から728番に至る地先の道路敷の一部



**兵庫県告示第220号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、平成30年3月26日から適用する。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

	同	和田山支店	朝来市和田山町立ノ原
--	---	-------	------------

を

	同	和田山支店	朝来市和田山町枚田
--	---	-------	-----------

に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成30年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 エピスタ西宮  
 所在地 西宮市田中町1番6号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 阪神電気鉄道株式会社  
 住所 大阪市福島区海老江一丁目1番24号  
 代表者の氏名 秦 雅 夫
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 変更前 8,500平方メートル  
 変更後 14,498平方メートル
  - (2) 駐車場の収容台数  
 変更前 520台  
 変更後 397台
  - (3) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
 変更前 470台  
 変更後 614台
  - (4) 荷さばき施設の面積  
 変更前 170.9平方メートル  
 変更後 225.0平方メートル
  - (5) 廃棄物等の保管施設の容量  
 変更前 37.9立方メートル  
 変更後 43.5立方メートル
- 4 変更年月日  
 平成30年10月16日
- 5 届出年月日  
 平成30年2月15日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間



(1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間  
平成30年 3月13日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限  
平成30年 7月13日

(2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**二級建築士試験及び木造建築士試験の実施**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成30年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験実施の期日及び日時

(1) 二級建築士

学 科 の 試 験 平成30年 7月 1日（日）  
午前10時から午後 1時まで（3時間） 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）  
午後 2時10分から午後 5時10分まで（3時間） 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）

設計製図の試験 平成30年 9月 9日（日）  
午前11時から午後 4時まで（5時間）

(2) 木造建築士

学 科 の 試 験 平成30年 7月22日（日）  
午前10時から午後 1時まで（3時間） 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）  
午後 2時10分から午後 5時10分まで（3時間） 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）

設計製図の試験 平成30年10月14日（日）  
午前11時から午後 4時まで（5時間）

2 試験実施の場所

(1) 二級建築士

学 科 の 試 験 神戸市西区学園東町 9-1 神戸市外国語大学  
設計製図の試験 同 上

(2) 木造建築士

学 科 の 試 験 神戸市西区学園東町 9-1 神戸市外国語大学  
設計製図の試験 同 上

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票（原本）又は合否の通知書（原本）が貼付できる者

イ 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（直接持参できない旨を証明したもの）又は住民票が添付できる者

(7) 受験申込受付期間

平成30年4月2日（月）から同月16日（月）まで

(4) 受験申込方法及び郵送

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3—6 紀尾井町パークビル  
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成30年4月9日（月）から同月16日（月）まで  
受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込むこと。  
アドレス <http://www.jaeic.or.jp/>

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成30年4月19日（木）から同月23日（月）まで（土曜日及び日曜日を含む。）  
午前10時から午後5時まで

イ 受験申込受付場所

兵庫県民会館 7階亀の間 神戸市中央区下山手通4—16—3

ウ 受験申込方法

受験申込書を上記イの受付場所に申込者本人が直接提出すること。

4 「学科の試験」の免除の申請

平成28年又は平成29年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成28年若しくは平成29年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書、又は平成28年若しくは平成29年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成30年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、平成30年6月8日（金）頃、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

(1) 合格者の発表

ア 二級建築士試験

平成30年12月6日（木）（予定）  
なお、学科の試験については、平成30年8月21日（火）（予定）

イ 木造建築士試験

平成30年12月6日（木）（予定）  
なお、学科の試験については、平成30年9月4日（火）（予定）

(2) 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

7 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準をセンター近畿支部等に提示する。

8 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成30年6月6日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。

アドレス <http://www.jaeic.or.jp/>

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

9 受験についての問合せ先

センター近畿支部 電話 (06) 6942-2214

公益社団法人兵庫県建築士会 電話 (078) 327-0885



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町北本庄三丁目874番、875番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町土山1215番地の1  
兵庫不動産センター株式会社 代表取締役 井上謙二
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年10月30日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-22号（29播磨）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し、指定の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年3月13日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

2 老人ホームの表西宮市の項中

「

有料老人ホーム シルバーロイヤル甲子園 口	同 市甲子園口5丁目6-15
有料老人ホーム シンアイ プラザ甲東苑	同 市一里山町2-2

」

を

「

有料老人ホーム シルバーロイヤル甲子園 口	同 市甲子園口5丁目6-15
--------------------------	----------------

」

に改め、同表豊岡市の項中

「

豊岡市地域密着型特別養護老人ホーム こ このか	同 市九日市上町785
----------------------------	-------------

」

を  
「

豊岡市地域密着型特別養護老人ホーム このか	同 市九日市上町785
特別養護老人ホーム やすらぎの里ひだか	同 市日高町伊府707

」  
に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第17号**

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙に係る候補者勝谷誠彦の出納責任者から提出された選挙運動費用収支報告書に関し、当該出納責任者から訂正の届出があったので、平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第124号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成30年3月13日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第124号の候補者勝谷誠彦に係る報告書の要旨第1回分の欄中

「 収 入			
主たる寄附		4,646,173 円	」を
「 収 入			
主たる寄附		4,596,173 円	」に、
「 岩 男 直 哉	会社役員	50,000 円	
浅 見 豊	会社役員	100,000 円	」を
「 岩 男 直 哉	会社役員	50,000 円	
浅 見 豊	会社役員	50,000 円	」に、
「 その他の収入		10,000,000 円	
今 回 計		15,205,173 円	を
総 計		15,205,173 円	」
「 その他の収入		10,000,000 円	
今 回 計		15,155,173 円	に改める。
総 計		15,155,173 円	」

**警 察 本 部 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成30年3月13日

契約担当者  
兵庫県警察本部長 西川直哉

- 落札に係る物品等の名称及び数量
  - 兵庫県自動車運転免許試験場庁舎ほか4庁舎で使用する電気 予定数量1,737,362kwh/年
  - 兵庫県警察本部科学捜査支援センター庁舎ほか51庁舎で使用する電気 予定数量14,168,245kwh/年
  - 兵庫県警察本部庁舎で使用する電気 予定数量8,894,545kwh/年
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 落札者を決定した日  
平成30年2月27日
- 落札者の名称及び住所
  - 関西電力(株) 神戸市中央区加納町6丁目2番1号

- (2) 関西電力(株) 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- (3) 関西電力(株) 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額
  - (1) 23,972,236円
  - (2) 183,441,902円
  - (3) 96,986,306円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成30年1月16日